

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25 - 関東159 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 6 月 5 日

【会社名】 富士通株式会社

【英訳名】 FUJITSU LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 正巳

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号  
（上記は登記上の本店所在地であり、本社業務は下記「最寄りの連絡場所」において行っております。）

【電話番号】 044 ( 777 ) 1111 ( 代表 )

【事務連絡者氏名】 法務・コンプライアンス・知的財産本部  
コーポレート法務部 シニアマネージャー 中安 啓文

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号 ( 汐留シティセンター )

【電話番号】 03 ( 6252 ) 2220 ( 代表 )

【事務連絡者氏名】 法務・コンプライアンス・知的財産本部  
コーポレート法務部 シニアマネージャー 中安 啓文

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 第35回無担保社債（5年債） 40,000百万円  
第36回無担保社債（7年債） 30,000百万円  
計 70,000百万円

## 【発行登録書の内容】

提出日	平成25年 9 月27日
効力発生日	平成25年10月 5 日
有効期限	平成27年10月 4 日
発行登録番号	25 - 関東159
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

## 【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額 （円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
25 - 関東159 - 1	平成25年10月 8 日	80,000百万円	-	-
実績合計額（円）		80,000百万円 （80,000百万円）	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 220,000百万円  
（220,000百万円）  
（注）残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	富士通株式会社第35回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金40,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金40,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.339%
利払日	毎年6月12日及び12月12日
利息支払の方法	1. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年12月12日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月12日及び12月12日の2回におのおのその日までの前半か年分を支払う。 (2) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記(注)「10. 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	平成31年6月12日
償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、平成31年6月12日にその全額を償還する。 (2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)「10. 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年6月5日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成26年6月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内ですでに発行した又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第36回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内ですでに発行した又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第36回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては、劣後することがある。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には、担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA（シングルA）の信用格付を平成26年6月5日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ

（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

（1）当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

（2）当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し7日以内にその履行をすることができないとき。

（3）当社が、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

（4）当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

（5）当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。

（6）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

（7）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

5. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、電子公告によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

#### 6. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)「5. 公告の方法」に定める方法により公告するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

#### 8. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本(注)「5. 公告の方法」に定める公告に関する費用
- (2) 本(注)「6. 社債権者集会に関する事項」に定める社債権者集会に関する費用

#### 9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

三菱UFJ信託銀行株式会社

#### 10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

### 2【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

#### (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額(百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	13,500	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額1億3,000万円とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	12,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,600	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,300	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,600	
計	-	40,000	-

#### (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

### 3【新規発行社債(短期社債を除く。)(7年債)】

銘柄	富士通株式会社第36回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金30,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	金30,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.562%

利払日	毎年 6 月12日及び12月12日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成26年12月12日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月12日及び12月12日の2回におのおのその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
償還期限	平成33年 6 月11日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成33年 6 月11日にその全額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（（注）「10．元利金の支払」）記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年 6 月 5 日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成26年 6 月12日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内ですでに発行した又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第35回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内ですでに発行した又は国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第35回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては、劣後することがある。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には、担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注)

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からA(シングルA)の信用格付を平成26年6月5日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

(1)当社が、別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

(2)当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し7日以内にその履行をすることができないとき。

(3)当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

(4)当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5)当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(6)当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(7)当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

5. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除いては、電子公告によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

6. 社債権者集会に関する事項

(1)本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)「5. 公告の方法」に定める方法により公告するものとする。

(2)本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3)本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中一般の閲覧に供する。

## 8. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本(注)「5. 公告の方法」に定める公告に関する費用

(2) 本(注)「6. 社債権者集会に関する事項」に定める社債権者集会に関する費用

## 9. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

## 10. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 4【社債の引受け及び社債管理の委託（7年債）】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	14,300	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は総額1億円とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	8,200	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,500	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	3,000	
計	-	30,000	-

## (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 5【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
70,000	249	69,751

(注) 上記金額は、第35回無担保社債及び第36回無担保社債の合計金額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額69,751百万円は、60,000百万円を平成26年9月末までに償還期日が到来する社債償還資金に、残額を平成27年3月末までに返済期日が到来する借入金返済資金の一部に充当する予定であります。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第113期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月24日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第114期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日） 平成25年8月9日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第114期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月14日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第114期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日） 平成26年2月12日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月26日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第12号の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月28日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成26年3月13日に関東財務局長に提出

#### 8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を平成26年4月30日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成26年6月5日）現在までの間に生じた変更その他の事由はありません。

有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項のうち、参照書類としての有価証券報告書の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）当連結会計年度の経営成績の分析 当年度の課題及びその取り組み結果」に記載されている平成27年度の営業利益2,000億円以上、当期純利益1,000億円以上、フリー・キャッシュ・フロー1,000億円以上の達成を目指すことについては、平成26年度以降、成長戦略を実現するために新規領域への投資を拡大することとし、その回収時期を考慮して、本発行登録追補書類提出日現在においては、平成28年度にIFRS基準で、営業利益2,500億円、当期利益（親会社の所有者に帰属する当期利益）1,500億円以上、フリー・キャッシュ・フロー1,300億円以上の達成を目指すことと判断を変更しております。

また、参照書類としての有価証券報告書に記載された「対処すべき課題（1）対処すべき課題」については、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間に生じた変更その他の事由を反映し、以下にそ

の全文を一括して記載しています。以下の記載に含まれる将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものです。

「対処すべき課題（１）対処すべき課題」

当社グループ（当社及び連結子会社）は、常に変革に挑戦し続け、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献し、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供することを企業理念としております。そのためには、健全な利益と成長を実現し、企業価値を持続的に向上させることが重要と考えております。

情報機器やネットワークの高度化を背景に、社会や経済の至るところでICTの活用が進み、従来の業界の枠組みを超えた新たなビジネスが生まれるなど、市場構造の変革が起こりつつあります。消費者の行動が変化し、またグローバルな競争が加速する中で、企業において新しいテクノロジーをビジネスの変革や競争優位の確保に活かす動きが高まっています。また、防災、エネルギー、環境、医療など、社会の抱える様々な課題を解決し豊かな社会の実現に貢献することが、ICTの新たな役割として期待されています。

このような環境下において、当社グループは、テクノロジーをベースとした、グローバルに統合された企業になることを目指しております。自らの改革を進め、お客様のビジネスを支えるとともに、豊かな社会の実現に向け、ICTを通じて貢献してまいります。これに向けて、3つの成長テーマとして、既存ビジネスの強化、グローバル化の加速、新たなサービスビジネスの創造を進めてまいります。

既存ビジネスの強化については、課題事業への対応や全社費用の徹底した効率化を進めると同時に、市場構造の変化への対応を強化し成長分野へのリソースシフトを進めてまいります。お客様企業の迅速なサービス展開を可能とするため、端末やシステム機器、ネットワークに至るまで、一体としてご利用いただける統合型のサービスに注力してまいります。

グローバル化の加速については、世界を5つの地域に区分し、事業セグメントを加えたマトリクス体制とすることで、日本を含めたグローバルな連携を一層進めてまいります。また、グローバルデリバリー機能を強化してお客様のニーズにお応えするとともに、グローバル本社機能を整備してビジネスのより円滑な遂行を図ってまいります。

新たなサービスビジネスの創造については、企業の既存ICT資産の有効活用を可能にするサービスをご提供するとともに、新しいテクノロジーを活かしたビジネスのイノベーション創出に取り組んでまいります。同時に、人に優しい豊かな社会「ヒューマンセントリック・インテリジェントソサエティ」の実現につながる、社会イノベーションの創出を目指してまいります。これらの実現に向けて、次世代技術の研究開発にも引き続き注力してまいります。

以上のような課題を不断の努力を積み重ねることにより解決し、快適で安心できるネットワーク社会づくりに貢献できるグローバルな企業として、お客様や社会から信頼されるよう一層の自己革新を図ってまいります。

上記以外の有価証券報告書等に含まれる将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。なお、当該将来に関する事項及び上記に含まれる将来に関する事項は、その実現を保証するものではありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

富士通株式会社本店

（神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

#### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。